

一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第16条の2 条例第21条の2第1項に規定する届出は、所定の様式による届書により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 広島市規則第49号

平成22年3月31日

広島市立高等学校の授業料の減免に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 広島市立高等学校の授業料の減免に関する規

#### 則を廃止する規則

広島市立高等学校の授業料の減免に関する規則(昭和51年広島市規則第44号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~

広島市規則第50号

平成22年3月31日

公立大学法人広島市立大学の設立に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

公立大学法人広島市立大学の設立に伴う関係

規則の整備等に関する規則

(広島市立大学学則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 広島市立大学学則(平成6年広島市規則第62号)
- (2) 広島市立大学大学院学則(平成10年広島市規則第56号)
- (3) 広島市立大学事務組織規則(平成6年広島市規則第63号)
- (4) 広島市立大学運営協議会規則(平成6年広島市規則第64号)
- (5) 広島市立大学の授業料等の徴収に関する規則(平成6年広島市規則第65号)
- (6) 広島市立大学駐車場条例施行規則(平成18年広島市規則第114号)

(広島市職員倫理規則の一部改正)

第2条 広島市職員倫理規則(平成13年広島市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第13条第2号」を「第12条第2号」に改める。

(広島市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第3条 広島市職員安全衛生管理規則(昭和62年広島市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2 広島市立大学の項を削る。

別表第4 広島平和研究所の項を削る。

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和57年広島市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中第1号から第8号までを削り、第9号を第1号とし、第10号から第13号までを8号ずつ繰り上げ、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前項第11号及び第12号」を「前項第3号及び第4号」に改め、同項を同条第3項とする。

(広島市職員住宅貸与規則の一部改正)

第5条 広島市職員住宅貸与規則(昭和26年3月22日広島市規則第89号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を削り、同項第3号中「前2号に掲げる一般職員住宅以外の」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 広島市規則第51号

平成22年3月31日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則

#### の一部を改正する規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和33年広島市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の5の表常時介護を要する状態の項中「10万4,960円」を「10万4,730円」に、「5万6,930円」を「5万6,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,480円」を「5万2,370円」に、「2万8,470円」を「2万8,400円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の2の5の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

~~~~~

広島市規則第52号

平成22年3月31日

職員の児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

職員の児童手当の認定及び支給に関する規則

の一部を改正する規則

職員の児童手当の認定及び支給に関する規則(昭和46年広島市規則第95号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の児童手当及び子ども手当の認定及び支給に関する規則
第1条中「。以下「法」という。」を削り、「」に」の右に「
職員の子ども手当の認定及び支給に関しては平成22年度における
子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）、平成
22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成
22年政令第75号）及び平成22年度における子ども手当の支
給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号）に」
を加える。

第2条中「法」を「児童手当法」に、「基づき、」を「基づく」
に改め、「事務」の右に「並びに平成22年度における子ども手当
の支給に関する法律第16条第1項の規定に基づく職員の子ども
手当の認定及び支給に関する事務」を加える。

第3条及び第4条中「児童手当」を「職員の児童手当及び子ども
手当」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

広島市告示第151号

平成22年3月1日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整
備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項にお
いて準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の当該農業振興地域整備計画書又はその写しは、
広島市役所経済局農林水産部農政課及び広島市安佐北区農林建設
部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第
178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び
12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から
午後5時まで

広島市告示第152号

平成22年3月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及
び第54条の2第1項の規定によって、指定地域密着型サービス
事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のと
おり指定しました。

指定年月日 平成22年3月1日

広島市長 秋 葉 忠 利

事業者	事業所	サービスの種類
名称	名称 所在地	

医療法人新 生会	小規模多機能 型居宅介護さ くらんぼのお うち	広島市佐伯区 五日市中央二 丁目11番2 号	小規模多機能型 居宅介護及び介 護予防小規模多 機能型居宅介護
-------------	----------------------------------	---------------------------------	--

広島市告示第153号

平成22年3月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1
項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を
下記のとおり行います。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

【指定期間】

平成22年3月1日から平成28年2月29日まで

医療機関名称	郵便番号	所在地	電話番号
ウォンツ八丁 堀薬局	730-0013	広島市中区八丁堀11 - 8	082-512-0017
ウォンツ薬局 白島通り店	730-0013	広島市中区八丁堀12 - 3	082-511-1113
ウォンツ薬局 鉄砲町店	730-0017	広島市中区鉄砲町9- 10	082-511-0756
ウォンツ平和 大通り薬局	730-0037	広島市中区中町7- 16	082-545-5157
ウォンツ薬局 千田町店	730-0052	広島市中区千田町一丁 目7-10	082-543-2901
ウォンツ吉島 薬局	730-0823	広島市中区吉島西二丁 目15-12	082-546-0655
ウォンツ舟入 本町薬局	730-0843	広島市中区舟入本町 13-6	082-532-8577
ウォンツ下温 品薬局	732-0033	広島市東区温品七丁目 11-34	082-289-0023
ウォンツ薬局 光町店	732-0052	広島市東区光町二丁目 7-17	082-568-5525
ウォンツ皆実 町薬局	734-0007	広島市南区皆実町五丁 目20-9	082-250-3363
ミント薬局仁 保店	734-0024	広島市南区仁保新町一 丁目8-10	082-890-7377
ウォンツ三篠 薬局	733-0006	広島市西区三篠北町1 - 10	082-509-1102
ウォンツ横川 駅ビル薬局	733-0011	広島市西区横川町三丁 目2-29	082-503-6097

ウォンツ己斐駅前薬局	733-0812	広島市西区己斐本町一丁目 9-24	082-507-5381
クローバー薬局	731-0102	広島市安佐南区川内六丁目 27-25	082-831-0168
ウォンツ相田薬局	731-0141	広島市安佐南区相田一丁目 3-18	082-832-7721
ウォンツ長楽寺薬局	731-0143	広島市安佐南区長楽寺一丁目 29-25	082-872-1793
クルーズ薬局西風新都店	731-3168	広島市安佐南区伴南一丁目 5-18-8-101	082-849-6505
ウォンツ薬局可部南店	731-0223	広島市安佐北区可部南二丁目 2-28	082-819-3188
ウォンツ高陽矢口薬局	739-1734	広島市安佐北区口田一丁目 21-23	082-841-4220
ウォンツ八幡薬局	731-5115	広島市佐伯区八幡東三丁目 14-12	082-926-4565

広島市告示第 154 号

平成 22 年 3 月 5 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市温品福祉センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市福祉センター条例（昭和 48 年広島市条例第 101 号）第 15 条第 9 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 指定に係る公の施設

広島市温品福祉センター

2 指定の相手方

広島市東区東蟹屋町 9 番 34 号

社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 155 号

平成 22 年 3 月 5 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、広島市文化交流会館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市文化交流会館条例（平成 21 年広島市条例第 58 号）第 14 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 指定に係る公の施設

広島市文化交流会館

2 指定の相手方

東京都渋谷区代々木二丁目 18 番 3 号

広島アートウインド運営企業体

3 指定の期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 156 号

平成 22 年 3 月 10 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 梶本産業(株)五日市支店

(2) 所在地 広島市佐伯区楽々園二丁目 1-5

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,020 平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日

平成 17 年 3 月 1 日

5 届出年月日

平成 22 年 3 月 1 日

広島市告示第 157 号

平成 22 年 3 月 10 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 梶本産業(株)古市支店

(2) 所在地 広島市安佐南区古市三丁目 1-6

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,563 平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日

平成 18 年 3 月 10 日

5 届出年月日

平成 22 年 3 月 1 日

広島市告示第 158 号

平成 22 年 3 月 10 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があった

ので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 井口台パークタウン商業施設

(2) 所在地 広島市西区井口台二丁目155番

2 大規模小売店舗を設置する者

三菱地所株式会社

代表取締役 木村 恵司

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 パルティ・フジ井口

所在地 広島市西区井口台二丁目155番

(変更後) 名 称 井口台パークタウン商業施設

所在地 広島市西区井口台二丁目155番

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成22年3月8日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり。

5 届出年月日

平成22年3月8日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済企画課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年3月10日から平成22年7月12日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成22年7月12日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済企画課

別紙

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代 表 者		
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西 一丁目2番1号	—
株式会社メ ディコ・二十一	代表取締役 土居 浩治	愛媛県松山市小栗 三丁目2番38号	—

(変更後)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代 表 者		
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西 一丁目2番1号	—
株式会社メ ディコ・二十一	代表取締役 三橋 信也	愛媛県松山市南江 戸四丁目3番37号	平成20年 9月1日 代表者・ 住所変更
株式会社サン クスネット	代表取締役 中谷 秀久	島県安芸郡海田町 窪町2番14号	(注)
明木 啓泰		広島県安芸郡府中 町大通一丁目1番 14-301号	平成22年 4月1日 新規入店

(注) 平成15年9月29日付け大規模小売店舗立地法附則第5条第1項届出時には既に入店済み

~~~~~

#### 広島市告示第159号

平成22年3月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定<br>年 月 日 |
|-----|-------|--------------|
|-----|-------|--------------|

|                             |                             |            |
|-----------------------------|-----------------------------|------------|
| せんだ訪問看護ステーション居宅介護支援センター     | 広島市中区千田町一丁目11番3号エスパース千田801号 | 平成22年3月1日  |
| ルネッサンス並木通り整形外科              | 広島市中区中町1番3号ダイヤ並木ビル5階        | 平成18年6月1日  |
| 慈恵コーポレイションサービスセンター豊         | 広島市南区西旭町8番8号                | 平成19年11月1日 |
| 慈恵コーポレイションケアセンターユタカ         | 広島市南区西旭町8番8号                | 平成19年11月1日 |
| 株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・広島南事業所 | 広島市南区段原山崎一丁目1番1号タナカビル201号   | 平成22年2月1日  |
| ヘルパーステーションつばさ               | 広島市西区南観音四丁目10番15-201号       | 平成22年2月1日  |
| ファミリー祇園ヘルパーステーション           | 広島市安佐南区祇園二丁目5番15号           | 平成21年9月1日  |
| ファミリー祇園訪問看護ステーション           | 広島市安佐南区祇園二丁目5番15号           | 平成21年9月1日  |
| ファミリー祇園居宅介護支援事業所            | 広島市安佐南区祇園二丁目5番15号           | 平成21年9月1日  |
| ファミリー祇園デイサービスセンター           | 広島市安佐南区祇園二丁目5番15号           | 平成21年9月1日  |
| 医療法人博善会長尾医院                 | 広島市安佐南区西原四丁目17番11号          | 平成21年11月1日 |
| 五日市薬局                       | 広島市佐伯区旭園6番12号               | 平成22年3月1日  |
| 生活創造館むつみ                    | 広島市佐伯区皆賀二丁目8番30号            | 平成22年1月1日  |

広島市告示第160号

平成22年3月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 事業所の名称 |            | 事業所の所在地            | 事業者(法人)の名称  |
|--------|------------|--------------------|-------------|
| 旧      | こすもめ〜る江波店  | 広島市中区江波二本松二丁目1番22号 | 有限会社パナックオガワ |
| 新      | パナックこうぶんどろ |                    |             |

広島市告示第161号

平成22年3月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 廃止年月日       | 事業所の名称              | 所在地                 | 事業者(法人)の名称     |
|-------------|---------------------|---------------------|----------------|
| 平成19年10月31日 | 慈恵コーポレイションサービスセンター豊 | 広島市南区出汐三丁目6番15-201号 | 有限会社慈恵コーポレイション |
| 平成19年10月31日 | 慈恵コーポレイションケアセンターユタカ | 広島市南区出汐三丁目6番15-201号 | 有限会社慈恵コーポレイション |

広島市告示第162号

平成22年3月11日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第5項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 施術者 | 施 術 所   |                         | 業務の種類 | 指定年月日     |
|-----|---------|-------------------------|-------|-----------|
|     | 名 称     | 所在地<br>(出張專業の場合は施術者の住所) |       |           |
| 新田朗 | 新田鍼灸接骨院 | 広島市佐伯区旭園4-39            | 柔道整復  | 平成22年1月1日 |

広島市告示第163号

平成22年3月11日